

水洗便所改造資金借入申請手順

- 1 改造前の便所、改良する際に支障となり撤去する施設等の写真を撮影する。
(便槽、浄化槽、雑排槽、便所等)
- 2 水洗便所に改造するための費用を算出し、見積書を作成する。
- 3 申請者に、**水洗便所改造資金借入申請書**、**納税証明書交付申請書**、**口座振込依頼書**、**口座振替依頼書 (3枚複写)**、**水洗便所改造資金借用証書**に必要事項を記入してもらう。
納税証明書交付申請書・納税証明書(滞納の無い証明書)は本市の窓口を持参し、納税証明書に押印してもらってください。申請者、連帯保証人の両名分必要です(収納課・各支所・出張所で発行)。
なお、**連帯保証人を市外居住の家族**(祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫)とする場合には、加えて**申立書と所得の額を証明する書類**(所得証明書等)の提出が必要です。
また、**申請者も市外居住者の場合、本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類**も提出。
- 4 排水設備等計画確認申請書の提出と**同時に**、市に必要な書類を提出する。
 - ・水洗便所改造資金借入申請書
 - ・改修前写真
 - ・見積書
 - ※ 市の査定に必要なので、一式ではなく具体的な数量を記載して下さい。
(コンクリート・アスファルトの切断距離・破碎面積、新設ますの個数、敷設管延長等)
 - ・納税証明書(滞納の無い証明書) 申請人と連帯保証人両名分
 - ・※連帯保証人が市外居住者の場合、**申立書及び所得の額を証明する書類**。また、申請者も市外居住の場合、**本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類**。市外居住者の場合でも納税証明書は本市で申請し納税の有無に限らず証明を受けたものを提出すること。
 - ・**口座振込依頼書**
- 5 市は、提出書類に不備が無いかな等を審査し、貸付工事費を査定し貸付金額を決定し、水洗便所改造資金貸付決定通知書を発行する。
申請人=借受人(貸付けの決定通知を受けた者)
- 6 排水設備等計画確認書、水洗便所改造資金貸付決定通知書を受け取り工事に着手する。
- 7 工事完了後、排水設備等完工届を提出し、市の検査を受ける。
- 8 検査合格し検査済書が交付された後、市に必要な書類を提出する。
 - ・水洗便所改造資金借用証書
(借受人及び連帯保証人が実印を押し、**収入印紙**を両人が実印で割ったもの)
 - ・**印鑑証明書(借受人及び連帯保証人それぞれ一通)**を提出する。
 - ※ 借用証書の提出は、検査済書の交付日以降となります。
 - ※ 収入印紙は借入金額が10万円までは200円、10万円を超え50万円以下までは400円、50万円を超えると1000円です。
- 9 借受人は**口座振替依頼書(3枚複写)**を**金融機関**に提出し、償還金の**振替依頼**をする。
(市の窓口には提出しないで下さい)

※ 貸付金は工事が完了し、検査済書が交付され、水洗便所改造資金借用証書(不備の無いもの)が20日まで提出されればその月の末日に、20日を過ぎると翌月の末日に振り込まれます。
(ただし、12月・2月・3月は20日より締め切りが早い場合がありますのでご注意下さい)

必要な書類一覧

◎市（下水道施設課）に提出するもの

申請のとき（工事着工前）		
★排水設備等計画確認申請と <u>同時に</u> 提出すること。		
<input type="checkbox"/>	水洗便所改造資金借入申請書	昨年度収入額等記載漏れが無いこと。 認め印でも良い。
<input type="checkbox"/>	納税証明書（滞納のない証明書）	申請人、連帯保証人 <u>それぞれ</u> 必要です。 納税証明書交付申請書で市収納課、支所等に申請し、証明を受けたもの（申請者が市外の場合も納税の有無に限らず必要）。
<input type="checkbox"/>	見積書	市の査定に必要なので、一式ではなく <u>具体的な数量を記載して下さい</u> 。 （コンクリート・アスファルトの切断距離・破砕面積・復旧面積、新設ますの個数、敷設管口径延長等）
<input type="checkbox"/>	着工前写真	改造前の便所、改良する際に支障となり撤去する施設等の写真を撮影する。（便槽、浄化槽、雑排槽、便所等）
<input type="checkbox"/>	口座振込依頼書	口座番号、名義人等誤りが無いこと。 ゆうちょ銀行は振込用口座も記入して下さい。
<input type="checkbox"/>	※申立書及び所得を証明する書類等（源泉徴収票等）	連帯保証人が市外居住者の場合に必要です。 <u>（申請者も市外居住の場合は本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類も提出してください。）</u>

審査により貸付できる場合に「水洗便所改造資金貸付決定通知書」を交付します。

検査合格後 申請人＝借受人（貸付けの決定通知を受けた者）		
★排水設備の工事の完工検査を受け、手直し等終了し、検査済書が市から交付された後。		
<input type="checkbox"/>	水洗便所改造資金借用証書	借受人及び連帯保証人が実印を押し、収入印紙を貼ったもの。 日付は検査済み書交付日以降です。 水洗便所改造資金貸付決定通知書を参考にして下さい。（分からなければ下水道施設課窓口で相談して下さい） ※借用証書は日付・金額等記載が間違っていると借受人・連帯保証人の実印と「〇〇字抹消〇〇字挿入」という方法での訂正が必要となりますので、注意して下さい。
<input type="checkbox"/>	収入印紙	借用証書に貼ること。 ※収入印紙は借入金額が10万円までは200円、10万円を超え50万円以下までは400円、50万円を超えると1000円です。
<input type="checkbox"/>	印鑑証明	借受人、連帯保証人それぞれ必要です。

◎銀行・農協等の金融機関に提出するもの

<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（3枚複写）	工事完成后すみやかに <u>金融機関に提出</u> して下さい。（金融機関の確認後、市に報告があります）
--------------------------	---------------	--